

# オンライン授業のためのTips

## 07\_著作権編

2020年6月18日版

甲南大学教育学習支援センター



# はじめに

- この資料では、オンライン授業に関する事柄を網羅的にまとめています。
  - 段階的に作成します
    - 00～：オンライン授業に係る総論
    - 10～：オンライン授業教材作成について
    - 20～：MyKONANの授業支援機能について
    - 30～：Web会議システム「Zoom」の利用について
  - 当初作成したTipsのVol.1から3までの内容は、上記内容を網羅的に紹介しておりましたが、授業の進行とともに、個別の技術的なご質問等も増えてきたため、個々の機能別に再編しました。
- 簡易的ではありますが、その際に必要なツールなどの活用例を、実際に甲南大学で利用可能なものに絞り、掲載しています
  - 掲載の範囲であれば、完全とは言えないまでも、大学内で何らかのサポートができます
- もちろん、インターネット上には様々な情報が出ており、有益なものが沢山あります。それを独自に活用なさを制限するものではありません

- このTips集では、オンライン授業に関する事柄を網羅的にまとめていますが、著作権に関しては、その権利処理方法などが、流動的な状況です
- このため、様々な制度とその活用を通じ、本学が正しく、著作物を利用して授業運営を行うことができるよう、作成日を基準とする状況をまとめ、新たな状況になるごとに、都度、更新いたします



# 「授業目的公衆送信補償金制度」

- オンライン授業はインターネットを活用することから「著作権」について一層の注意を払う必要があった
  - オンライン教材は、インターネット上のサーバに情報を掲載することから、著作権法上、送信可能化権と公衆送信権について許諾が必要
  - この場合、受講者を制限する仕組みがあっても、通常の授業のように、「教育目的なので・・・」が許されなかった
    - このため、ホームページや新聞・書籍といった資料の提示など、教室での授業では書画カメラを使ったり、PCで該当のホームページをその場で投影することはOKであったが、スキャンやキャプチャをし、パワーポイントに貼り付けて、録画教材を収録はNGであった
    - こういった場合は、インターネット上に掲載されている情報へのURLや書籍等であればその該当ページを示し、学生自身がアクセスするように促すことを要請していた
- 2018年5月の改正著作権法において、教育機関等で、特にICT活用教育での著作物の円滑利用に向けて「授業目的公衆送信補償金制度」が新設された
  - 一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会」が設立され、法改正から3年以内に制度運用が始まることとなったが、しばらくの間、動きがなかった

# 「授業目的公衆送信補償金制度」に基づく著作物の利用

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

- 2020年4月16日、一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会」から「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」が公表された  
(<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)
- 新型コロナウイルスの感染拡大による遠隔授業等のニーズの急速な高まりに対応して早期施行される本制度に対応するため、誰の、どのような利用であればこの制度の対象となるのかを示すべく、令和2年度に限定して策定されたもの
  - ① 新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）上記協会に対してその教育機関名の届出を行う
  - ② 上記協会は、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行う（②の実施方法については、教育機関に過度な負担をかけないように十分に留意しつつ、今後、上記協会において教育機関と相談しつつ整理する）
- 学校法人甲南学園として（つまり、甲南大学と甲南中学校高等学校）本制度利用の届け出を行っている

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より①

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

## ■改正著作権法 第35条（平成30（2018）年改正）

- 改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。

### <条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

※著作権法の定めにより、授業目的公衆送信補償金制度は著作隣接権に対しても準用されます。

※「引用」などの権利制限規定が適用される場合には、無許諾で利用できます。なお、本条のほか、デジタル方式による私的録音録画（30条2項）、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載（33条、33条の2、33条の3）、営利目的の試験への複製・公衆送信（36条）、視聴覚教育センター等におけるビデオの貸出し（38条5項）等については補償金の支払いが必要です。

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より②

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

- 改正著作権法第35条の条文にある用語の定義とともに「該当する例」と「該当しない例」が示されている
  - 「複製」「公衆送信」「学校その他教育機関」「授業」「教育を担当する者」「授業を受ける者」「必要と認められる限度」「公に伝達」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」
  - 特に「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の高等教育について記載された内容に注意が必要
    - ※「該当する例」「該当しない例」には、すべてを網羅しているわけではない、とのこと
- 「複製」の該当例
  - 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。
  - 該当する例
    - 黒板への文学作品の板書
    - ノートへの文学作品の書き込み
    - 画用紙への絵画の模写
    - 紙粘土による彫刻の模造
    - コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
    - コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
    - キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
    - パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
    - 著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積（バックアップも含む）
    - テレビ番組のハードディスクへの録画

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より③

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

## • 「公衆送信」の該当例

- 放送、有線放送、インターネット送信（サーバーへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。

ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

## - 該当する例

- 学外に設置されているサーバーに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信
- 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信
- 学校のホームページへの著作物の掲載
- テレビ放送
- ラジオ放送

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より④

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

- 「授業」
  - 学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。
  - 該当する例
    - 講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない）
    - 初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等
    - 教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動
    - 教員の免許状更新講習
    - 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
    - 学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）
    - 履修証明プログラム
    - 社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）
  - 該当しない例
    - 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等
    - 教職員会議
    - 大学でのFD5、SD6として実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供
    - 高等教育での課外活動（サークル活動等）
    - 自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）
    - 保護者会
    - 学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

①送信された著作物の履修者等による複製

②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製

③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より⑤

見つかる、きみのなかの無限大。



KONAN INFINITY

## ・ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

### ■ 複製部数や公衆送信の受信者の数 ■

- ・ 原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。なお、注意書にある著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

### ■ 著作物の種類と分量 ■

- ・ 紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用（※1）。ただし、小部分の利用が著作者人格権（同一性保持権）の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある（※2）
- ・ 全部の例）俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物
- ・ 新聞に掲載された記事や学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文（※3）等の言語の著作物
- ・ 単体で著作物を構成する写真、絵画（イラスト、版画等含む。注）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ・ 注 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

## － <不当に害する可能性が高い例>

例 入学式等で学年・学部全体や履修者等全員に配付すること

例 同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること

例 同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなる事

例 授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料（教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。）に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること

例 美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること

例 製本して配布すること

例 組織的に素材としての著作物をサーバーヘストック（データベース化）すること

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の 「運用指針」より⑥

見つかる、きみのなかの無限大。



## － つづき（検討事項）

※1 本項における分量についての、「小部分」については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。

※2 「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得ることについては、例示等によって明確化する。

※3 学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文以外の論文の分量については、引き続き検討する。

注

- 著作物のコースパックについては今後の検討とする
- 教材に用いられた著作物の利用のうち、履修者等に対する送信可能化については、当該教材を用いて行った授業を受けた履修者等の当該授業履修期間終了まで送信可能化する場合は権利者の権利を不当に害しない可能性が高いと思われる（当該履修者等の受信権限が解除されていれば削除することまでは求めない）が、当該期間を超え在学中送信可能化する場合の取扱いについては、今後の検討とする
- 上記以外の例については引き続き検討し、具体的なものを典型例に追記する
- 既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする

## － 以下の項目の取扱いについては検討

- 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること
- コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用  
例) Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等

# 留意点

- 運用指針からは、これまで、教室での授業で認められていたことについて、本学で言えば、MyKONANやMicrosoft365サービスのよう、甲南大学の利用者限定することが可能なサーバへの掲載であれば、その“多く”は認められた、と読み取れる

が、しかし、

- 全てOKとまでは言い切れないことに注意が必要
- これまで教室で「やっていたこと」が上記の「認められていたこと」の範囲であったことかどうかには注意が必要

例) 著作物の大半の「大半」の解釈は様々

– 著作物を「使いたい人」の解釈と「使われる人」の解釈は異なる

- 必ず「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」にお目通しを！  
(<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)

各種ご相談等は  
教育学習支援センターまで  
お寄せください

Mail:[lucks@adm.konan-u.ac.jp](mailto:lucks@adm.konan-u.ac.jp)

[Tel:078-386-4312](tel:078-386-4312) (内線 : 5851)